

平成30年3月定例会 予算特別委員会 次第 第1日

平成30年3月5日(月)

1. 議案上程(議案第1号から第6号まで及び第25号から第35号まで)

補足説明、質疑

---

出席委員(20人)

1番 佐藤 巳次郎	2番 三浦 一郎	3番 米谷 勝
4番 木元 利明	5番 伊藤 宗就	6番 古仲 清尚
7番 笹川 圭光	8番 安田 健次郎	9番 進藤 優子
10番 吉田 清孝	11番 船木 金光	12番 船橋 金弘
13番 畠山 富勝	14番 船木 正博	15番 中田 謙三
16番 小松 穂積	17番 土井 文彦	18番 三浦 桂寿
19番 高野 寛志	20番 三浦 利通	

---

欠席委員(なし)

---

議会事務局職員出席者

事務局長	加藤 秋男
副事務局長	畠山 隆之
局長補佐	杉本 一也
主査	吉田 平

---

説明のため出席した者

市長	菅原 広二	副市長	笠井 潤
教育長	鈴木 雅彦	監査委員	鈴木 誠
総務企画部長	船木 道晴	市民福祉部長	柏崎 潤一
産業建設部長	藤原 誠	教育次長	木元 義博
企業局長	佐藤 盛己	企画政策課長	八端 隆公
総務課長	目黒 雪子	財政課長	田村 力

税務課長	田口好信	生活環境課長	伊藤文興
健康子育て課長	加藤義一	介護サービス課長	佐藤庄二
福祉事務所長	伊藤徹	農林水産課長	武田誠
観光商工課長	清水康成	建設課長	佐藤透
病院事務局長	山田政信	会計管理者	菅原信一
学校教育課長	鑑長光	生涯学習課長	鎌田栄
監査事務局長	小澤田一志	企業局管理課長	菅原長
選管事務局長	(総務課長兼任)	農委事務局長	(農林水産課長兼任)

### 午前10時46分 開 会

○委員長（船橋金弘君） これより予算特別委員会を開会いたします。

ただいまから本日の議事に入ります。

議案第1号から第6号まで及び第25号から第35号までを一括して議題といたします。

この際、当局から補正予算の補足説明を求めます。

初めに、議案第1号及び第2号について説明を求めます。船木総務企画部長

【総務企画部長 船木道晴君 登壇】

○総務企画部長（船木道晴君） それでは、私から、議案第1号及び第2号について、ご説明を申し上げます。

初めに、議案第1号平成29年度男鹿市一般会計補正予算（第9号）についてであります。

恐れ入りますが、第9号の補正予算書の1ページをお願いいたします。

本補正予算は、平成29年12月定例会以降、除排雪、ふるさと納税事業及び男鹿市土地改良区総代選挙に係る予算措置について、地方自治法第179条第1項の規定により、本年2月1日に専決処分させていただきましたので、ご承認を賜りたいというものであります。

まず、条文の第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億908万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ170億1,801万5,000円とするものであります。

この予算規模は、当初予算に比較しますと13.7パーセントの増となっております。

予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額等につきましては第1表で、ご説明申し上げます。

3ページをお願いいたします。

(以下 予算書説明)

以上で、議案第1号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第2号平成29年度男鹿市一般会計補正予算（第10号）について、ご説明いたします。

第10号の補正予算書の1ページをお願いいたします。

まず、条文の第1条は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億828万7,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ168億972万8,000円とするものであります。

この予算規模は、当初予算に比較しますと12.3パーセントの増となっております。

予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額等につきましては第1表で、第2条の継続費の補正は第2表で、第3条の繰越明許費は第3表で、第4条の債務負担行為の補正は第4表で、第5条の市債の補正は第5表で、それぞれご説明いたします。

3ページをお願いいたします。

(以下 予算書説明)

以上で、議案第1号及び2号の説明を終わらせていただきますが、ご可決、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

**○委員長（船橋金弘君）** 次に、議案第3号から第5号までについて説明を求めます。

柏崎市民福祉部長

【市民福祉部長 柏崎潤一君 登壇】

**○市民福祉部長（柏崎潤一君）** それでは、私からは、議案第3号から議案第5号までの各特別会計補正予算について、補足説明を申し上げます。

まず、議案第3号平成29年度男鹿市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、予算書の1ページをお願いいたします。

本補正予算は、国庫支出金、高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業の拠出金の決算見込みによる調整を図ったものであります。

まず、条文の第1条は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,061万9,000円を減額し、補正後の予算総額を47億7,160万7,000円とするものであります。

この予算規模は、当初予算に比較しますと3.8パーセントの減となっております。

第2項の予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額等につきましては、第1表によりご説明申し上げます。

3ページをお願いいたします。

(以下 予算書説明)

以上で、議案第3号平成29年度男鹿市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第4号平成29年度男鹿市介護保険特別会計補正予算(第4号)について、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが予算書の1ページをお願いいたします。

本補正予算は、保険事業勘定において、決算見込みによる調整を図ったものであります。

まず、条文の第1条は、保険事業勘定では、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,439万1,000円を減額し、補正後の予算総額を51億7,274万6,000円と定めるものであります。

2項の予算の補正、款項の区分及び当該区分ごとの金額等につきましては、第1表によりご説明申し上げます。

3ページをお願いいたします。

(以下 予算書説明)

以上で、議案第4号平成29年度男鹿市介護保険特別会計補正予算(第4号)の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第5号平成29年度男鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)について、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、予算書の1ページをお願いいたします。

本補正予算は、決算見込みによる調整を図ったものであります。

まず、条文の第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,035万3,000円を追加し、補正後の予算総額を3億5,646万3,000円とするものであります。

この予算規模は、当初予算に比較しますと4.0パーセントの増となっております。

第2項の予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、第1表によりご説明申し上げます。

3ページをお願いいたします。

(以下 予算書説明)

以上で、議案第5号平成29年度男鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)の説明を終わらせていただきます。

議案第3号から議案第5号までの各特別会計補正予算について、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

**○委員長(船橋金弘君)** 次に、議案第6号について説明を求めます。佐藤企業局長

【企業局長 佐藤盛己君 登壇】

**○企業局長(佐藤盛己君)** それでは、企業局に係ります議案第6号平成29年度男鹿市下水道事業会計補正予算(第4号)について、ご説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

本補正予算は、借り入れしている企業債のうち、地方交付税の算入に影響がなく、借入利率の高い企業債6件について残高を繰上償還し、秋田県市町村振興資金を財源に借り換えすることで企業債の利息の縮減を図るものであります。

条文の第1条は、総則であります。

第2条は、収益的支出の補正で、第1款事業費用では、既決予定額に9万8,000円を追加し、補正後の予定額を7億9,919万円とするもので、第2項営業外費用で定時償還日から繰上償還するまでの残高に係る利息9万8,000円を追加するものであります。

第3条は、資本的収入及び支出の補正であります。

まず、収入であります。第1款資本的収入では、既決予定額に2億1,080万

円を追加し、補正後の予定額を8億5,759万3,000円とするもので、第1項企業債は繰上償還し借り換えする企業債2億1,080万円であります。

次に、支出であります。第1款資本的支出では、既決予定額に2億1,092万円を追加し、補正後の予定額を12億3,901万円とするもので、第2項企業債償還で繰上償還する6件の企業債の残高2億1,092万円であります。

これにより、資本的収支で不足する額は3億8,141万7,000円となりますが、中段に記載の条文のとおり当年度分損益勘定留保資金などで補てんするものであります。

次のページをお願いいたします。

第4条は、企業債の補正であります。表中下段の補正後の欄のとおり、公債費負担軽減事業債2億80万円を追加し、起債の限度額を6億6,130万円とするものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりであります。

第5条は、資本的収支で不足する額を補てんするため、利益剰余金の処分額を既決予定額に12万円を追加し3,277万円とするものであります。

以上で、議案第6号平成29年度男鹿市下水道事業会計補正予算（第4号）の説明を終わらせていただきますが、ご可決賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

**○委員長（船橋金弘君）** 以上で、補正予算の説明については終わりましたが、当初予算の説明及び質疑については、午後から行いたいと思います。

喫飯のため、午後1時まで休憩いたします。

**午前11時23分 休 憩**

---

**午後 1時02分 再 開**

**○委員長（船橋金弘君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

当初予算等の補足説明を求めます。

初めに、議案第25号について説明を求めます。船木総務企画部長

**【総務企画部長 船木道晴君 登壇】**

**○総務企画部長（船木道晴君）** それでは、私から、議案第25号平成30年度男鹿市一般会計予算について、ご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、当初予算書の1ページをお願いいたします。

まず、条文の第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ156億7,000万円と定めるものであります。この予算規模は、平成29年度当初予算と比較して7億円、4.7パーセントの増であります。

予算の区分ごとの金額等につきましては、別冊の当初予算案の概要によってご説明いたします。

第2条の継続費は第2表で、第3条の債務負担行為は第3表で、第4条の市債は第4表で、それぞれご説明申し上げます。

第5条の一時借入金は、支払資金に不足が生じた場合、その借入限度額を22億円と定めるものであります。

第6条の歳出予算の流用は、次のページをお願いいたします。各項に計上した人件費の予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用について、議決をいただきたいというものであります。

次に、第1表の歳入歳出予算であります。これにつきましては、別冊の平成30年度当初予算案の概要によりましてご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、当初予算案の概要の3ページをお願いいたします。

(以下 予算書説明)

以上で、議案第25号平成30年度男鹿市一般会計予算について説明を終わらせていただきますが、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

**○委員長（船橋金弘君）** 次に、議案第26号から第29号までについて説明を求めます。柏崎市民福祉部長

【市民福祉部長 柏崎潤一君 登壇】

**○市民福祉部長（柏崎潤一君）** それでは、私からは、議案第26号から議案第29号までの各特別会計当初予算について、補足説明を申し上げます。

はじめに、議案第26号平成30年度男鹿市国民健康保険特別会計予算についてであります。

当初予算書の1ページをお願いいたします。

本予算は、国保財政の健全化を図りながら保険給付と保険事業を推進するための費用を措置したものであります。課税所得が未確定であることから、今後さらに精査

の上、例年どおり6月定例会に補正予算を提出いたしたいと存じます。

まず、条文の第1条は、予算の総額を歳入歳出それぞれ39億5,620万2,000円と定めるものであります。この予算規模は、前年度当初予算に比較いたしますと20.3パーセントの減となっております。

2項の予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額等につきましては、第1表でご説明申し上げます。

第2条は、一時借入金の借り入れ最高額を5億円と定めるものであります。

第3条は、人件費及び保険給付費の予算額に過不足を生じた場合における同一款内での流用について定めるものであります。

3ページをお願いいたします。

(以下 予算書説明)

以上をもちまして、議案第26号平成30年度男鹿市国民健康保険特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第27号平成30年度男鹿市診療所特別会計予算についてであります。

当初予算書の1ページをお願いいたします。

本予算は、地域医療確保のため、歳入では診療所収入等を、歳出では医師の出張診療委託料及び医薬材料費等の費用を措置したものであります。

まず、条文の第1条は、予算の総額を歳入歳出それぞれ2,369万3,000円と定めるものであります。この予算規模は、前年度当初予算に比較いたしますと2.9パーセントの減となっております。

2項の予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額等につきましては、第1表でご説明申し上げます。

第2条は、一時借入金の借り入れの最高額を1,000万円と定めるものであります。

第3条は、人件費の予算額に過不足を生じた場合における同一款内での流用について定めるものであります。

3ページをお願いいたします。

(以下 予算書説明)

以上をもちまして、議案第27号平成30年度男鹿市診療所特別会計予算の説明を



終わらせていただきます。

次に、議案第28号平成30年度男鹿市介護保険特別会計予算についてであります。  
介護保険当初予算書の1ページをお願いいたします。

本予算は、介護保険制度における安定した保険給付と介護予防のための地域支援事業を進めるため、歳入では介護保険料及び国・県からの財源負担を、歳出では保険給付及び地域支援事業費などを措置したものであります。

まず、条文の第1条は、保険事業勘定における予算の総額を歳入歳出それぞれ5億2,770万3,000円、介護サービス事業勘定における予算の総額を歳入歳出それぞれ526万5,000円と定めるものであります。この予算規模は、前年度当初予算に比較しますと、保険事業勘定では3.0パーセントの増、介護サービス事業勘定では12.2パーセントの増となっております。

2項の予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額等につきましては、第1表でご説明申し上げます。

第2条は、一時借入金の借り入れの最高額を2億5,000万円と定めるものであります。

第3条第1号は、人件費の予算額に過不足を生じた場合における同一款内での流用について定めるものであります。

第2号は、保険給付費の各項の予算額に過不足を生じた場合における同一款内での流用について定めるものであります。

3ページをお願いいたします。

(以下 予算書説明)

以上をもちまして、議案第28号平成30年度男鹿市介護保険特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第29号平成30年度男鹿市後期高齢者医療特別会計予算について、ご説明申し上げます。

当初予算書の1ページをお願いいたします。

本予算は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、保険料の徴収等の事務を行うための費用を措置したものであります。

まず、条文の第1条は、予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,146万1,000

0円と定めるものであります。この予算規模は、前年度当初予算に比較いたしますと5.5パーセントの増となっております。

2項の予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額等につきましては、第1表でご説明を申し上げます。

第2条は、人件費の予算額に過不足を生じた場合における同一款内での流用について定めるものであります。

3ページをお願いいたします。

(以下 予算書説明)

以上をもちまして、議案第29号平成30年度男鹿市後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わらせていただきますが、議案第26号から議案第29号までの各特別会計当初予算について、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

**○委員長（船橋金弘君）** 次に、議案第30号について説明を求めます。山田病院事務局長

【病院事務局長 山田政信君 登壇】

**○病院事務局長（山田政信君）** それでは、私からは議案第30号平成30年度男鹿みなと市民病院事業会計予算について、ご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、当初予算書の1ページをお願いいたします。

第1条は、総則であります。

第2条は、業務の予定量を定めたもので、病床数は145床、年間患者数は、入院で平成29年度の実績見込みと比較して538人減の4万5,003人、外来で3,089人減の7万5,830人を見込むもので、これにより一日平均患者数は、入院で1.5人減の123.3人、病床利用率にしますと85.0パーセント、外来では12.6人減の310.8人を予定するものであります。

主要な建設改良事業費としては、医療機械器具及び備品購入で2,160万円、車両購入費で302万4,000円、蒸気ボイラー改修工事で4,860万円を見込むものであります。

2ページをお願いいたします。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めたものであります。

まず、収入であります。第1款病院事業収益は25億7,050万9,000円

を見込むものであります。

内訳といたしましては、第1項医業収益は、入院及び外来収益が主なもので22億1,392万4,000円、第2項医業外収益は、一般会計からの負担金及び補助金が主なもので3億5,658万5,000円であります。

次に、支出であります。第1款病院事業費用は、26億3,891万円を見込むものであります。

内訳といたしましては、第1項医業費用は、給与費、材料費及び経費などで25億7,816万2,000円、第2項医業外費用は、企業債の利息などで6,064万8,000円、第3項予備費は10万円を措置したものであります。

この結果、当年度当初予算では6,840万1,000円の純損失が見込まれるほか、9,868万8,000円の資金不足が発生する見込みであります。

3ページをお願いします。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めたものであります。

まず、収入であります。第1款資本的収入は2億5,764万6,000円を見込むものであります。

内訳といたしましては、第1項企業債は、医療機器等の整備及び蒸気ボイラー改修工事にかかわる公営企業債で7,060万円、第2項他会計負担金は、病院建設にかかわる企業債の元金償還などに対する一般会計負担金で1億8,086万円、第3項他会計補助金は、医師等修学資金貸付金事業として260万円、第4項国・県補助金は、新型インフルエンザに対する設備費の補助金で200万円、第5項固定資産売却代金として158万6,000円を措置したものであります。

次に、支出であります。第1款資本的支出は、3億6,375万5,000円を見込むものであります。

内訳といたしましては、第1項建設改良費は、医療機器等の整備及び蒸気ボイラー改修工事などで7,322万4,000円、第2項企業債償還金は、病院建設などにかかわる企業債などの元金償還で2億8,793万1,000円、第3項医師等修学資金貸付金は、看護師4名分を見込み、260万円を措置したものであります。

4ページをお願いいたします。

第5条は、企業債について定めたものであります。

起債の目的及び限度額は、医療機械器具及び備品購入で1,900万円、車両購入で300万円、蒸気ボイラー改修工事に4,860万円で、起債の方法、利率及び償還の方法は、条文記載のとおりであります。

第6条は、一時借入金の限度額を定めたもので、当年度の限度額を10億円とするものであります。

第7条は、予定支出の各項の経費の金額の流用でありまして、収益的支出の第1項医業費用と第2項医業外費用の流用について定めたものであります。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費について定めたもので、職員給与費15億2,231万7,000円及び交際費150万円とするものであります。

5ページをお願いいたします。

第9条は、他会計からの補助金について定めたもので、一般会計から受ける補助金の額を1億2,682万5,000円とするものであります。

第10条は、棚卸資産購入限度について定めたもので、当年度の限度額を4億円とするものであります。

第11条は、重要な資産の取得及び処分について定めたもので、暖房施設として蒸気ボイラー改修工事一式であります。

以上で、議案第30号平成30年度男鹿みなと市民病院事業会計予算の説明を終わらせていただきますが、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

**○委員長（船橋金弘君）** 次に、議案第31号から第35号までについて説明を求めます。佐藤企業局長

【企業局長 佐藤盛己君 登壇】

**○企業局長（佐藤盛己君）** それでは、企業局に係る議案第31号から第35号までの各事業会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

はじめに、議案第31号平成30年度男鹿市上水道事業会計予算について、ご説明申し上げます。

条文の第1条は、総則であります。

第2条は、業務の予定量を定めるもので、給水戸数では1万2,131戸、年間総

給水量では303万6,275立方メートル、一日平均給水量では8,319立方メートル、主な建設改良事業として上水道施設増補改良事業3,700万円を予定するものであります。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるもので、まず、収入の第1款事業収益は、平成29年度現計予算対比で0.4パーセント減の6億5,652万6,000円を予定しております。

内訳は、給水収益を主とする第1項営業収益で5億8,724万3,000円、第2項営業外収益で一般会計からの負担金及び長期前受金戻し入れ等で6,928万3,000円であります。

次に、支出であります。第1款事業費用は、平成29年度現計予定額対比で2.4パーセント減の6億3,457万1,000円を予定しております。

内訳は、第1項営業費用で、職員10人分の職員給与費、浄水費、排水費、減価償却費、資産減耗費など5億6,546万8,000円、第2項営業外費用で企業債利息、消費税の納付額などで6,910万3,000円を予定しております。

この結果、当年度の純利益は1,118万8,000円を見込むものであります。

次のページをお願いいたします。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めるもので、まず、収入の第1款資本的収入は7,684万1,000円を予定しております。

内訳は、第1項企業債で、上水道施設増補改良事業債2,800万円、第2項補助金で、老朽管更新事業に対する国庫補助金2,532万円、第3項負担金で、下水道などの他工事関連の水道管布設がえ工事の負担金及び一般会計からの負担金など2,352万1,000円あります。

次に、支出であります。第1款資本的支出は3億7,139万3,000円を予定しております。

内訳は、第1項建設改良費で、老朽管更新事業など2億380万3,000円、第2項企業債償還金は、企業債の元金償還で1億6,759万円あります。

この結果、資本的収支の不足額は2億9,455万2,000円となります。上段に記載の条文のとおり、当年度分損益勘定留保資金などで補てんするものであります。

第5条は、企業債について定めるもので、起債の目的は、上水道施設増補改良事業で、限度額を2,800万円、起債の方法は証書借入とし、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

次のページの第6条は、一時借入金の限度額を2億円と定めるものであります。

第7条は、予定支出の各款の経費の金額の流用について定めるものであります。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めるもので、その経費は、職員12名分の職員給与費8,964万3,000円と交際費15万円であります。

第9条は、水道メーター及び工事用材料の棚卸資産の購入限度額を558万円と定めるものであります。

以上で、議案第31号平成30年度男鹿市上水道事業会計予算の説明を終わらせていただきます。

次に、25ページをお願いいたします。

次に、議案第32号平成30年度男鹿市ガス事業会計予算について、ご説明申し上げます。

第1条は、総則であります。

第2条は、業務の予定量を定めるもので、加茂地区と合わせた供給戸数は9,762戸、年間総供給量では261万3,168立方メートル、一日平均供給量では7,159立方メートル、主な建設改良事業としてガス経年管取りかえ事業4,500万円を予定するものであります。

次のページをお願いいたします。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるもので、まず、収入の第1款ガス事業収益では5億8,627万9,000円を予定しております。内訳は、第1項のガスの製品売上で5億461万4,000円、第2項営業雑益でガス装置工事収益、ガス器具販売収益、警報器リース料及び製造業務受託料など5,426万円、第3項営業外収益で、内管及びガス器具修理代、長期前受金戻し入れなど2,740万5,000円であります。

次に、第2款加茂地区ガス事業収益では212万円を予定しております。内訳は、第1項ガスの売り上げで175万3,000円、第2項その他収益でガス装置工事収

益及び警報器リース料26万6,000円、第3項営業外収益で内管修理など10万1,000円を見込んでおります。収入の合計では、5億8,839万9,000円を予定しており、平成29年度現計予定額対比で2.0パーセントの減となっております。

次に、支出であります。第1款ガス事業費用では5億7,727万4,000円を予定しております。内訳は、第1項営業費用でガスの原料費、職員11名分の職員給与費のほか、減価償却費、修繕費など5億3,591万8,000円、第2項その他営業費用で、受注工事原価、ガス器具販売原価、警報器原価など3,282万8,000円、第3項営業外費用で企業債利息、消費税の納付額など852万8,000円であります。

第2款加茂地区ガス事業費用では205万3,000円を予定しております。内訳は、第1項営業費用で、ガスの購入費、労務費など185万3,000円、第2項その他営業費用で受注工事原価14万3,000円、第3項営業外費用で、消費税の納付額5万7,000円であります。支出の合計では、5億7,932万7,000円を予定しており、平成29年度現計予定額対比では1.7パーセントの増となっております。

この結果、当年度の純損失は1,911万6,000円と見込んでおります。

次のページをお願いします。

次のページの第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めるものであります。

まず、収入の第1款ガス事業資本的収入は4,690万円を予定しております。内訳は、第1項企業債でガス経年管取りかえ事業債4,000万円、第2項負担金で、公共下水道事業などに伴うガス管敷設がえ工事の負担金690万円であります。

次に、支出であります。第1款ガス事業資本的支出は、1億6,584万5,000円を予定しております。内訳は、第1項建設改良費で、ガス経年管取りかえ及び下水道事業に伴うガス管敷設がえの工事費など1億5,660万9,000円、第2項企業債償還金は、企業債の元金償還で923万6,000円であります。

第2款加茂地区ガス事業資本的支出は、第1項建設改良費では、供給管工事で14万5,000円を予定しております。支出の合計では1億6,599万円を予定しております。

この結果、資本的収支の不足額は1億1,909万円となりますが、上段に記載の条文のとおり、当年度分損益勘定留保資金などで補てんするものであります。

第5条は、企業債について定めるもので、起債の目的は、ガス経年管取りかえ事業で、限度額を4,000万円、起債の方法は証書借入とし、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

次のページをお願いいたします。

第6条は、一時借入金の限度額を2億円と定めるものであります。

第7条は、予定支出の各項の経費の金額の流用について定めるものであります。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めるもので、職員13名分の職員給与費9,888万6,000円と交際費5万円であります。

第9条は、原料ガスやガスメーターなどの棚卸資産の購入限度額を2億4,700万5,000円と定めるものであります。

以上で、議案第32号平成30年度男鹿市ガス事業会計予算について、説明を終わらせていただきます。

次に、53ページをお願いいたします。

次に、議案第33号平成30年度男鹿市下水道事業会計予算について、ご説明申し上げます。

第1条は、総則であります。

第2条は、業務の予定量を定めるもので、配水戸数では5,810戸、年間総処理水量では143万696立方メートル、一日平均処理水量では3,920立方メートル、主な建設改良事業として管渠建設改良事業3億690万円を予定するものであります。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるもので、条文のなお書きは支払利息の財源に充てるために企業債3,320万円を借り入れするものであります。

まず、収入の第1款事業収益は、平成29年度現計予定額対比で6.1パーセント減の8億2,096万4,000円を予定しております。内訳は、第1項営業収益で、下水道使用料、一般会計からの雨水処理負担金など3億2,534万2,000円、第2項営業外収益で、一般会計からの補助金、長期前受金戻し入れなど4億9,562万2,000円であります。



次に、支出でありますが、第1款事業費用は、平成29年度現計予定額対比で0.1パーセント減の7億9,834万7,000円を予定しております。内訳は、第1項営業費用で、職員3名分の給与費、管渠費、ポンプ場費、減価償却費など6億1,741万5,000円、第2項営業外費用で、企業債利息、消費税の納付額など1億8,093万2,000円であります。

この結果、当年度の純利益は1,680万7,000円と見込んでおります。

次のページをお願いいたします。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めるもので、まず、収入の第1款資本的収入は7億155万円を予定しております。内訳は、第1項企業債で、下水道事業債4億4,740万円、第2項補助金で、社会資本整備総合交付金及び一般会計からの補助金2億4,060万9,000円、第3項負担金等で、受益者負担金及び分担金1,354万1,000円であります。

次に、支出でありますが、第1款資本的支出は10億8,777万6,000円を予定しております。内訳は、第1項建設改良費では、公共下水道管渠建設費など3億5,770万9,000円、第2項企業債償還金は、企業債の元金償還金で7億3,006万7,000円であります。

この結果、資本的収支の不足額は3億8,622万6,000円となりますが、上段に記載の条文のとおり、当年度分損益勘定留保資金などで補てんするほか、一時借入金4,800万円を措置するものであります。

次のページをお願いします。

第5条は、債務負担行為について定めるものであります。

債務負担行為をすることができる事項は、平成30年度水洗便所改造資金利子補給補助金及び平成30年度水洗便所改造資金損失補償とするもので、期間を平成31年度から平成35年度とし、限度額は記載のとおりであります。

第6条は企業債について定めるものであります。起債の目的及び限度額であります。公共下水道事業で1億7,920万円、特定管渠保全公共下水道事業で320万円、流域下水道事業で2,120万円、資本的平準化債元金分で2億3,000万円、資本的平準化債利子分で3,000万円、特別措置分で1,700万円とするもので、起債の方法は証書借入、利率及び償還の方法は記載のとおりであります。

次のページをお願いいたします。

第7条は、一時借入金の限度額を7億円と定めるものであります。

第8条は、予定支出の各項の経費の金額の流用について定めるものであります。

第9条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めるもので、職員5人分の職員給与費4,478万9,000円であります。

第10条は、一般会計から下水道事業会計へ営業補助及び企業債元金償還のため補助を受ける金額を3億9,458万6,000円とするものであります。

第11条は、資本的収支で不足する額の補てん財源として処分する利益剰余金の金額を5,191万7,000円と定めるものであります。

以上で、議案第33号平成30年度男鹿市下水道事業会計予算について、説明を終わらせていただきます。

81ページをお願いいたします。

次に、議案第34号平成30年度男鹿市農業集落排水事業会計予算について、ご説明申し上げます。

第1条は、総則であります。

第2条は、業務の予定量を定めるもので、排水戸数では404戸、年間総処理水量では8万8,498立方メートル、一日平均処理水量では242立方メートルを予定するものであります。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるもので、まず、収入の第1款事業収益は、平成29年度現計予定額対比で8.3パーセント減の9,199万3,000円を予定しております。内訳は、第1項営業収益で、使用料など1,573万5,000円、第2項営業外収益で、一般会計からの補助金、長期前受金戻し入れなど7,625万8,000円であります。

次に、支出であります。第1款事業費用は、平成29年度現計予定額対比で3.6パーセント減の8,789万8,000円を予定しております。内訳は、第1項営業費用で、職員1名分の職員給与費、管渠費、処理場費、減価償却費など7,884万円、第2項営業外費用で、企業債利息、消費税の納付額など905万8,000円であります。

この結果、当年度の純利益は405万1,000円と見込んでおります。

次のページをお願いいたします。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めるもので、まず、収入の第1款資本的収入は1,503万4,000円を予定しております。内訳は、第1項補助金で、一般会計からの補助金1,500万円、第2項負担金等で受益者分担金3万4,000円であります。

次に、支出であります。第1款資本的支出は3,664万1,000円を予定しております。内訳は、第1項建設改良費で、農業集落排水施設建設費60万円、第2項企業債償還金は、企業債の元金償還で3,604万1,000円であります。

この結果、資本的収支の不足額は2,160万7,000円となりますが、上段に記載の条文のとおり、当年度分損益勘定留保資金などで補てんするものであります。

第5条は、一時借入金の限度額を5,000万円と定めるものであります。

第6条は、予定支出の各項の経費の金額の流用について定めるものであります。

次のページをお願いいたします。

第7条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費を定めるもので、職員1名分の職員給与費607万5,000円であります。

第8条は、一般会計から農業集落排水事業会計へ営業補助及び企業債元金償還のため補助を受ける金額を5,206万8,000円とするものであります。

第9条は、資本的収支で不足する額の補てん財源として処分する利益剰余金の金額を987万3,000円とするものであります。

以上で、議案第34号平成30年度男鹿市農業集落排水事業会計予算についての説明を終わらせていただきます。

次に、105ページをお願いいたします。

次に、議案第35号平成30年度男鹿市漁業集落排水事業会計予算について、ご説明申し上げます。

第1条は、総則であります。

第2条は、業務の予定量を定めるもので、排水戸数では288戸、年間総処理水量では6万3,215立方メートル、一日平均処理水量では173立方メートルを予定するものであります。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるもので、まず、収入の第1款事業

収益は、平成29年度現計予定額対比で18.4パーセント増の9,050万1,000円を予定しております。内訳は、第1項の営業収益で、使用料など1,252万6,000円、第2項営業外収益で、一般会計からの補助金、長期前受金戻し入れなど7,797万5,000円であります。

次に、支出であります。第1款事業費用は、平成29年度現計予定額対比で2.2パーセント増の9,020万7,000円を予定しております。内訳は、第1項営業費用で、職員1名分の給与費、管渠費、処理場費、減価償却費など7,962万7,000円、第2項営業外費用で、企業債利息、消費税の納付額など1,058万円です。

この結果、当年度の純利益は24万3,000円と見込んでおります。

次のページをお願いいたします。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めるもので、まず、収入の第1款資本的収入、第1項負担金等は、受益者負担金3万4,000円です。

次に、支出であります。第1款資本的支出は2,773万5,000円を予定しております。内訳は、第1項建設改良費で、漁業集落排水施設建設費70万円、第2項企業債償還金は、企業債の元金償還金で2,703万5,000円です。

この結果、資本的収支の不足額は2,770万1,000円となりますが、上段に記載の条文のとおり、当年度分損益勘定留保資金などで補てんするものであります。

第5条は、一時借入金の限度額を7,000万円と定めるものであります。

第6条は、予定支出の各項の経費の金額の流用について定めるものであります。

第7条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費を定めるもので、職員1名分の職員給与費516万7,000円です。

次のページの第8条は、一般会計から漁業集落排水事業会計へ営業補助及び企業債の元金償還のため補助を受ける金額を4,508万6,000円とするものであります。

以上で、議案第35号平成30年度男鹿市漁業集落排水事業会計予算について説明を終わらせていただきます。つきましては、5事業会計予算についてご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

**○委員長（船橋金弘君）** 以上で補正予算及び当初予算の補足説明は終了いたしました。

質疑については、はじめに補正予算について質疑を行い、補正予算の質疑が終了した後、当初予算の質疑に入りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

これより補正予算についての質疑に入ります。

補正予算についての質疑ありませんか。小松委員

**○16番（小松穂積君）** まず、介護保険の特別徴収が3,000万だか8,000万、ちょっと数字今あれですけども、いずれ補正のところに出ておりますけれども、これはどういう経緯で今回この増額補正をしているのか、そのことについてひとつお尋ねしておきたいと思います。

それから、今、税金の徴収で市民の方も役所の方に来て、いろいろ申告行為をして市役所の方にもぎやかで活性化しているようなことで、また、市民の皆様方がそういう税務のことについて本当にご協力をしていただいているということで敬意を表したいなと思っているところであります。

そこで、今年の申告の状況をどのようになっているのかですね、その辺の現段階での市民税の申告の状況等についてちょっとお伺いしておきたいと思います。

これはですね、補正と直接関係ないというのかもしれませんが、今年、申告の様式の変更等々、それからマイナンバー等の関係で、そういうふうな事務的な変更、それから医療費の控除の関係についてもそういう変更等があります。その辺の周知はどうかされたのか、この2点についてお伺いいたします。

**○委員長（船橋金弘君）** 佐藤介護サービス課長

【介護サービス課長 佐藤庄二君 登壇】

**○介護サービス課長（佐藤庄二君）** 介護保険特別会計の歳入、介護保険料の増額についてでございます。

今回、3,000万円の追加でございますけれども、当初予算で前年度等の伸び等を見込んで措置したものから、現在の見込みですけれども3,000万円は多く入ってきそうだということの補正でございますけれども、一方で国からの後期高齢の割合や所得の全国格差の補助金であります調整交付金が1,991万円ほどの減額というふうにもなっておりますので、よろしく願いいたします。

**○委員長（船橋金弘君）** 田口税務課長

【税務課長 田口好信君 登壇】

**○税務課長（田口好信君）** 今年度の申告の状況についてご説明いたします。

今年度の申告、現在行っているところなんですけれども、人数的にはやはり昨年度より、毎年毎年若干減ってきているんですけれども、今年度もちょっと減少しているような形ではあります。

金額の方については、まだ集計の方されておきませんので、額の方はちょっとまだ、現在まだ不明でございます。

あと、今年度の申告の周知のことについてなんですけれども、今年度もまた1月に市の広報の方で申告の開始、それから申告の用紙の差し込み等を行ったところなんですけれども、このほか今年度は申告を開始する前日にですね、防災行政無線を使いまして申告の案内をしております。それから、今年度は最終の3日間、市の文化会館の方で全市、地区を定めない申告の受付を行うんですけれども、それについてもその前日と当日に、最後の申告ですということで申告の方を呼び掛けするようにしております。

それから、マイナンバーの方の記載の状況なんですけれども、こちらはまた現在、集計中で、まだまとまっていないんですけれども、今年度の1週間程度くらいの状況でいきますと、大体3割強くらいはですね、3分の1くらいはマイナンバーの方を記載されてきているというふうなような状況でございます。

**○委員長（船橋金弘君）** 再質疑ございませんか。16番

**○16番（小松穂積君）** 今、介護の特徴の関係ですけれども、結果的にそうなるというふうなことのようにありますが、まず、歳入の経路、つまり年金をもらっている方は、直接そこで源泉と言いましょか差し引きされている。これが特徴ということになろうかと思えますし、私ちょっとわからないんですけれども、給与所得者等についてもそういう天引きと言いましょか、そういう特別徴収がなされているのかどうかですね、その辺をお知らせ願いたい。

それから、今話しましたように、年金と、もし給与等の方がおりましたら、その比率はどのような形になっており、この見込み予算がどう組み立てられたのか、その辺をお伺いしたいと思います。

それから、税金のことではありますが、ちょっとこれ事務的な話で恐縮でありますけれども、従来、税務署の方から直接来る方、それから、今、課長から話されましたよ

うに市民の方に市町民税について広報等に折り込まれたというふうなことが今年のようにありますが、ただ、毎年税務署から来るのに今年来ないとかというような話、それから、市町村民税については市は当然全戸に申告用紙を配布しているということですが、税務署の方で国税かからない人については、そういう送付をしなかったのかなというふうな予測をしておりますけれども、税務課のところでそういうところがわかっていて、こういうことだということ、何と言いますか、知っていましたらちょっと教えてもらえれば、そういう方にもまた周知をしておきたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

○委員長（船橋金弘君） 佐藤介護サービス課長

【介護サービス課長 佐藤庄二君 登壇】

○介護サービス課長（佐藤庄二君） 特別徴収と普通徴収でございますけれども、特別徴収は年金受給者の場合、年金から引かせていただいております。それから、年金が18万円に満たないとかいうような方については、普通徴収ということで納付書で納めていただいていると。

その割合でございますけれども、金額ベースですけれども、特別徴収が約93パーセント、普通徴収が約7パーセントという状況になってございます。

○委員長（船橋金弘君） 田口税務課長

【税務課長 田口好信君 登壇】

○税務課長（田口好信君） 所得税の申告書用紙の発送の件についてなんですけれども、税務署の方では、税務署の申告の会場の方で所得税の申告された方について、従来、申告用紙を発送していたところなんですけれども、やはり市と同様にですね、まず経費の節減ということで、今年度からは案内のはがきですね、そちらの方を送るような形にしておりまして、申告書用紙、用紙自体を送るというふうなことは今年度からやめているところであります。

○委員長（船橋金弘君） さらにございませんか。

○16番（小松穂積君） 終わります。

○委員長（船橋金弘君） 16番小松穂積君の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ございませんか。10番

○10番（吉田清孝君） 1点お尋ねいたします。

社会資本整備総合交付金事業1億7,300万の補正、減額補正ですけれども、その内容についてお尋ねしたいと思います。

これ見ると国からの部分でも減額補正1億云々ということで、この整備事業で総合交付金事業で、いわゆる平成29年度でやられた事業と残ってというか予定した事業ができなかった、その内容、内訳についてお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（船橋金弘君） 佐藤建設課長

【建設課長 佐藤透君 登壇】

○建設課長（佐藤透君） お答えいたします。

社会資本整備総合交付金事業ですけれども、以前も交付率についてご説明申し上げていたところですが、平成29年度においても交付率、いわゆる配分率が約31.7パーセントということで、かなり低い交付金になっております。

予定していた事業の分についてでありますけれども、見送った事業といたしましては、船越前野杉山線、この辺の道路整備事業、また、寒風山の展望台線、これのガードレール等の整備、あとは橋梁補修ということで1橋先送りということで見直ししている状況であります。

以上です。

○委員長（船橋金弘君） 質疑ございませんか。10番

○10番（吉田清孝君） 今、見送った事業をお知らせしましたけれども、じゃあ実施した事業について、ちょっと内訳をお聞かせ願いたいと思います。今の部分ですと、国の部分で低くなったということでできなかった。市の事情というのは全然関係ないわけですか。その2点について、事業の内訳、工事費とか、中身を教えてください。その何といいますか、それから優先順位というかね、そっちがどうしてこうで、残った部分についてはこういう考え方でできなかった、あくまでも国の30何パーセントで少なかったの、国のじゃあ30何パーセントというのは、去年はじゃあどのぐらいの率だったのかなといった部分で、もうちょっと詳しく実情を教えてくださいなという感じをします。

それから、さっきちょっと忘れちゃったけども、複合観光施設について約1億円、9,800万の減額補正ですけれども、じゃあこの補正予算で複合観光施設の整備事業というのは、内訳どのぐらいかかってどうだかという、その部分で私方、9億、9億っ



てというような頭があるわけで、外構工事が4,600万の減だとかになってるけども、確か1億何ぼのうちの4,600万というのは、入札差金なのかちょっとわからないですけどもね、そこのあたりもうちょっと、今の進捗状況じゃなくて工事の発注状況の中でこうなってますという、そこのあたりちょっと詳細に教えていただけませんか。その2点についてお聞かせください。

○委員長（船橋金弘君） 佐藤建設課長

【建設課長 佐藤透君 登壇】

○建設課長（佐藤透君） 私からは、社会資本整備総合交付金事業の進捗に関してお答えさせていただきます。

まず、交付金の配分率のお話ですけれども、手持ちの資料、平成26年度からですが、平成26年度では74.5パーセント、平成27年度では61.9パーセント、平成28年度で43.9パーセント、昨年度は先ほど答弁させていただきましたように31.7パーセントと、こういう状況になっております。これについては、秋田県への配分が全体に低くなっているという状況です。

それと、事業の進捗の関係ですけれども、平成29年度予定しておりましたのは、女川天台線、これについては当初計画が270メートル、これに対して実施は140メートル程度、申川鶉木線、これについては271メートル、これに対しては60メートル、船越前野杉山線については先ほど来、計画見直しということで延期になっております。

あとは、防災安全関係の事業になりますけれども、船越脇本線、これについては、延長1,710メートルに対して発注は約250メートル程度、舗装修繕、これについても3カ所の調査を1カ所、橋梁の補修については、1橋の予定ができなかったというような状況になっております。

優先順位についてでございますけれども、社会資本整備総合交付金事業については、5年間の計画を立てて事前に国の方へ申請しております。その当時の優先順位と言いますか、計画に基づいて現在進んでいるところですが、交付率が低いことに伴って、3年ないし4年ぐらいの先送りになっているというところが実情ですので、よろしく申し上げます。

○委員長（船橋金弘君） 清水観光商工課長

【観光商工課長 清水康成君 登壇】

○観光商工課長（清水康成君） お答えいたします。

複合観光施設の整備事業につきましては、今年度、本体建築工事の部分の減額及び継続費の部分につきましては、年度割の関係もございまして今回減額の補正予算を計上しております。

現在、当方で想定をしております全体の事業費でございますが、細かい端数のところまで計算をしておりますが、9億4,000万円程度になるものと考えております。詳細の方、ちょっとまだ計算中でございますので、概算のところの金額でございます。

以上でございます。

○委員長（船橋金弘君） さらにございませんか。10番

○10番（吉田清孝君） 建設課長ね、そうすると、当初というかこの31って、最高のは74.5パーセント、国の配分と言いますか、それが半分以下になって31.7パーセントと、これはどういう変化と言いますか、秋田県にそういう配分がきたから男鹿さこれしか来ないというただそれだけで、何か背景と言いますか、国から大幅に配分がなくなったというその大きな理由だとか何かというのは、おわかりになりますか。例えば来年度についても31.7から元さ戻ってくるとか、まだまだ低くなるとか、そういう予想と言いますか、当初はもしかすると、この1億何ぼのこの予算計上に当たっては、43パーセント見てたのか、50パーセント見てたのかちょっとわからないけども、大幅に減ったその背景と言いますか、そこのあたりがおわかりになりましたらお聞かせ願いたいなというふうに思っております。

それから、今の複合観光施設の答弁でいきますと、例えば外構工事、これ年度の部分で、今、全体的には9億何ぼだけれども、外構工事一つとっても例えば今年の部分の予算的な部分で実際は1億、あそこは確か予算的には1億4,000万か5,000万だったか、ちょっと詳しくわかりませんが、その外構工事そのものは変わらなくて、予算的に来年度の予算で浮くという部分なのかなといった部分、そこのあたり、私さっき言ったように外構工事にちょっと引かかるわけですけども。1億4,000万、差金なのかどうかといった部分で、私方頭にあるあの外構工事で変わらない、来年度にその部分で予算措置されてますよということなのか、そこのあたりを

ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（船橋金弘君） 佐藤建設課長

【建設課長 佐藤透君 登壇】

○建設課長（佐藤透君） お答えいたします。

予算、交付率の下がった主な原因というお話ですけれども、国の方では明確な発表はしていないわけですが、国土交通省の全体的な予算については、特に大きく増額になっているところがないことを考えれば、今までの東日本大震災、または熊本の大震災、昨年来の災害等、こちらの方に費用が多くかかるというのも一因ではないのかなというぐあいに推測しております。明確なお話はありませんので。

○委員長（船橋金弘君） 清水観光商工課長

【観光商工課長 清水康成君 登壇】

○観光商工課長（清水康成君） お答えします。

現在の詳細な外構工事、それから道路改良工事等、継続費というところの工事の内訳について、ちょっと持ち合わせておらず申しわけございません。

議案第2号の補正予算第10号の8ページにあります継続費補正、こちらの方で減額されている部分につきまして、こちらが現在における発注等における差額における総枠のところでの減額分ということで、年度割が変更になっているというところで、平成30年度分に若干上乘せして予算の方を計上しているという状況でございます。

以上であります。

○委員長（船橋金弘君） 10番吉田清孝君の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ありませんか。高野委員

○19番（高野寛志君） 議案第2号、平成29年度の一般会計補正予算ですけれども、歳入の方でたばこ税が800万減額になってます。それから、入湯税、これも1,000万円減額になってます。特に入湯税は3,752万の予算に対して1,000万減るってことは、相当大きな減収なわけですし、このたばこ税の減収と入湯税の減収について、どういう要因からこうなってきたのか、その辺の事情について説明をお願いします。

それから市長にお尋ねしますが、このたばこ税の税金ともかく、今、たばこ、喫煙についていろいろ意見がありますけれども、県では県庁の敷地内ですか、禁煙に

するという方針聞いてますけれども、男鹿市の場合、どう考えるのか、市長はその辺  
どういう考え方持ってるか、ついでにお知らせ願いたいと思います。

**○委員長（船橋金弘君）** 田口税務課長

【税務課長 田口好信君 登壇】

**○税務課長（田口好信君）** 平成29年度補正予算のたばこ税と入湯税の状況について  
ご説明いたします。

まず、たばこ税につきましては、やはり喫煙人口が年々減少してきているというふう  
なことで、今年度この補正の段階でいきますと、大体4パーセント強ぐらい、たば  
この本数が減ってきております。そういったこともありまして、たばこ税の方が減収  
してきております。

また最近、加熱式たばこというふうなものが最近普及してきておりまして、こちら  
の方のたばこを吸われる方がふえてきているというふうなことも若干は影響している  
のかなというふうに思っております。

民間の方の研究ですと、そのたばこ税が今年度、加熱式たばこになったことで2.  
5パーセントぐらい、国と地方合わせて減収しているというふうなこともありますの  
で、こういったことも影響があるのかなというふうに思っています。

ただ、この加熱式たばこについては、こういった形で普通の、通常のたばこよりも  
税率が低いというふうなことがありますので、国の方で今年度の税制改正の方で見直  
しをしておりまして、5年かけてこれから普通の通常のたばこ並みの課税がされるよ  
うな形で税率を上げていくというふうな形になっております。

入湯税については、こちらの方で今年度、3月補正1,000万円ぐらいの減なん  
ですけれども、昨年当初予算を組んだ段階で、温浴ランドおがについて7月くらいに  
は復旧するというふうな見込みで当初予算を立てていたんですけれども、実際に工事  
の方が終わったのが12月くらいまでずれ込んだというふうなことで、その関係で1,  
000万ぐらいの、その当初予算に比べると減収というふうな形になっているという  
ふうな状況でございます。

**○委員長（船橋金弘君）** 菅原市長

【市長 菅原広二君 登壇】

**○市長（菅原広二君）** お答えします。

委員に質問されて初めて、おっと思いましたがけれども、私は全然考えてなかったです。ただ、県庁のあの状況を見ると、よくああいう寒いところにいて、たばこ吸わねばだめだべがなど、あの忍耐には感心していますね、いつも。だから、敷地内で禁煙と、そこまでは今のところ私はやる必要ないと思ってます。

ただ、話がずれますけども、3010運動みたいなもので、おいしい食事をするときは、やっぱりたばこは控えてもらいたいと、そういうことの運動はねきちんとしたマナーとしてやっていく、まずそれが最初の段階じゃないかなと、そういうことを思ってます。

以上です。

○委員長（船橋金弘君） 再質疑ありませんか。

○19番（高野寛志君） 終わります。

○委員長（船橋金弘君） 19番高野寛志君の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ありませんか。3番米谷勝君

○3番（米谷勝君） 私から、議案第1号の平成29年度一般会計補正予算の中身でちょっとお聞きしたいと思います。

議案の概要の中でですね除排雪なんかの予算措置も入っているんですけども、修繕料として1,000万円計上されております。この1,000万円の内容についてお聞きしたいと思います。

それからもう一つはですね、議案第2号の方なんですけれども、このまた概要を見ますと、健康ポイント事業費などを予算措置したという内容になっているんですけども、このどういう予算措置の内容をしたのか、この予算書では私ちょっとわからないので、ちょっとご説明いただきたいと思います。その2点です。

○委員長（船橋金弘君） 佐藤建設課長

【建設課長 佐藤透君 登壇】

○建設課長（佐藤透君） 除排雪関係の修繕料について私からお答えさせていただきます。

修繕料1,000万円の主な内訳は、除雪車両の修繕等にかかる費用ということで計上させていただきました。旧来から使っている部分で故障が多いというのにあわせて、今、凍結防止の散布車2台あるわけですけれども、こちらの老朽化に伴って

ちょっと故障が多くなっていると、その分の修繕料ということで計上させていただきました。

以上です。

○委員長（船橋金弘君） 加藤健康子育て課長

【健康子育て課長 加藤義一君 登壇】

○健康子育て課長（加藤義一君） 私の方からは、3月補正にかかわる健康ポイントの事業のことでございます。

予算書の30ページ、ごらんいただきたいと思います。

30ページの4款衛生費1項保健衛生費の5目健康づくり推進費でございまして、ここに需用費28万1,000円、役務費57万円と書いておりますけれども、この中の印刷製本費ということで、健康ポイントが4月から始まりますけれども、4月号の広報に健康ポイントのチラシとカードを作成して折り込みますので、その印刷製本と手数料5万7,000円は、折り込みの手数料でございまして、この33万8,000円が補正にかかわる健康ポイントの事業費でございまして。

○委員長（船橋金弘君） 再質疑ございませんか。3番

○3番（米谷勝君） 先ほど除雪の除雪車両ということで、散布車2台だけですか。そのことをまず一つ聞きます。

あとそれとですね、この散布車というのは、何年経過しているものか、あとそれと、この機械が故障したり何か修繕する間に、雪の関係で除雪機械の借り上げ等が増したということはないのか、そこら辺についてお聞きしたいと思います。

それから、健康ポイント事業費、ここの概要に書いてあるもんだから、もっとかなり経費的にかかっているのかなと思ったら、このことについてはチラシの印刷代だということでもわかりました。

○委員長（船橋金弘君） 佐藤建設課長

【建設課長 佐藤透君 登壇】

○建設課長（佐藤透君） 私から除雪車両の修繕関係についてお答えさせていただきます。

現在の散布車につきましては、約10年以上経過している状況であります。

散布車が稼働しないことに伴って借り上げ料、除雪の機械がふえているかというこ

とでありますけれども、1台故障している間は2台のうち1台で全域を賄っていますので、それに伴って借り上げ車を補強したということはありません。

車両の関係ですけれども、旧若美町で使っていました車両、ここには6台ありますので、そちらの整備費用、修繕料も含んでいるものでありまして、散布車だけの費用ということではございませんので、ご理解願いたいと思います。

○委員長（船橋金弘君） さらに、3番。

○3番（米谷勝君） 今回の除雪車両のことについてはわかりました。

それで、私一つ、先ほど若美時代の除雪車両ということでしたので、私これ非常に、これからもこういうことが発生してくると思うんですよ。だから何とかね、機械の点検、整備、これについては、かなり古くなってきているので、ひとつ何と言いますか、事前にこういうものをチェックしながら対応していただきたいなと考えております。答弁はいりません。

○委員長（船橋金弘君） 3番米谷勝君の質疑を終結いたしました。

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（船橋金弘君） 質疑なしと認め、よって、補正予算にかかわる質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後 2時49分 休 憩

---

午後 2時50分 再 開

○委員長（船橋金弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の審査はこの程度にとどめ、明日午前10時より会議を再開し、当初予算について質疑を行うことにいたします。

本日は、これにて散会いたします。

---

午後 2時50分 散 会

